

東京都公報

発行
東京都

目次

- 特定商取引に関する法律による行政処分（三件）
 - ……（生活文化局消費生活部取引指導課）… 一
 - 建築基準法による道路位置の指定の変更…
 - …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）… 二
 - 建築基準法による道路位置の指定…
 - …（同）… 二
 - 建築基準法による意見の聴取…
 - …（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）… 二
 - …（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）… 二
 - 農業委員会ネットワーク機構の指定…
 - …（産業労働局農林水産部農業振興課）… 三
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請…
 - …（生活文化局都民生活部管理法人課）… 三
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請…
 - …（同）… 三
 - 権利変換計画の認可…
 - …（都市整備局市街地整備部再開発課）… 四
 - 開発行為に関する工事完了…
 - …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）… 五

正 誤

- 平成二十八年三月二十五日付目次… 五
- 平成二十八年三月三十一日付東京都告示第五百三…

十八号… 五

告 示

●東京都告示第九百五十八号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 被処分者

- (一) 名称 株式会社エグゼ
- (二) 代表者氏名 持田 誠人
- (三) 主たる事務 台東区東上野三ー十五ー二第二国際ビ
所の所在地 ル五階
- 二 処分年月日 平成二十八年三月二十四日
- 三 処分の内容

平成二十八年三月二十五日から平成二十九年三月二十四日までの間（十二箇月間）法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

- (一) 契約の締結について勧誘すること。
 - (二) 契約の申込みを受けること。
 - (三) 契約を締結すること。
- 四 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第九百五十九号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十二日 東京都知事 外 添 要 一

一 被処分者

- (一) 名称 株式会社MIO HOME
 - (二) 代表者氏名 西尾 大輝
 - (三) 主たる事務 国分寺市南町三丁目二十二番地十二
所の所在地
 - 二 処分年月日 平成二十八年三月三十日
 - 三 処分の内容
- 平成二十八年三月三十一日から同年六月三十日までの間（三箇月間）法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。
- (一) 契約の締結について勧誘すること。
 - (二) 契約の申込みを受けること。
 - (三) 契約を締結すること。
- 四 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第九百六十号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 被処分者

- (一) 名称 株式会社サン・プレイン
- (二) 代表者氏名 佐藤 恭平
- (三) 主たる事務 台東区上野七丁目六番五号上野KYビ
所の所在地 ル六F

二 処分年月日 平成二十八年三月二十八日
三 処分の内容

平成二十八年三月二十九日から同年六月二十八日まで
の間(三箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に
係る次の行為を停止する。

- (一) 契約の締結について勧誘すること。
 - (二) 契約の申込みを受けること。
 - (三) 契約を締結すること。
- 四 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第九百六十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十八年四月十三日

西東京市谷戸町三丁目三千六百六番一、同番二、同番六、同番十七から同番二十三まで、同番二十五及び同

番二十九の各一部

●東京都告示第九百六十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十八年四月十三日

西東京市谷戸町三丁目三千六百六番一及び同番二の各一部

●東京都告示第九百六十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第七項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由と

なる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十八年五月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 公聴会を行う日時

平成二十八年五月二十日(金曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所

東京都小平合同庁舎二階第二会議室
小平市花小金井一丁目六番二十号

三 書面の提出先

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第三担当(東京都小平合同庁舎一階)
小平市花小金井一丁目六番二十号
電話〇四二(四六四)〇〇〇九

四 公聴会を行う理由

次の建築許可をするため
建築主住 港区芝浦四丁目八番三号
所氏名 東京トヨベツト株式会社

建築敷地 小平市花小金井四丁目二百二番地十八ほか

地域地区 準住居地域、準防火地域、二五メートル第二種高度地区、第一種中高層住居専用地域、準防火地域、第一種高度地区、第二種中高層住居専用地域、準防火地域、二五メートル第二種高度地区、第一種低層住居専用地域及び第一種高度地区

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 自動車ショールーム及び自動車修理工場
敷地面積 約二、八六八平方メートル
建築面積 約一、四二三平方メートル
延べ面積 約一、七一〇平方メートル
構造及び階数 鉄骨造
地上二階ほか

高さ 一二・〇メートルほか
適用条文 建築基準法第四十八条第七項ただし書

●東京都告示第九百六十四号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十二条第一項の規定により、東京都における農業委員会ネットワーク機構として次の法人を指定したので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十八年五月十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

一般社団法人東京都農業会議

二 住所

東京都立川市柴崎町三丁目五番二十四号

三 事務所の所在地

東京都立川市柴崎町三丁目五番二十四号

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年五月十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉開発機構

三 代表者の氏名

藤本 卓三

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区高円寺南三丁目四十八番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、主に介護保険法に基づく高齢者通所介護、訪問介護及び居宅介護支援等の事業運営を通じ、高齢者が尊厳を保ち、住み慣れた地域で安心して明るく充実した生活が続けられる福祉社会の実現に貢献することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際姿勢協会

三 代表者の氏名

常住 治秀

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区岩本町三丁目十一番九号 KDX岩本町ビル八階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対し、身体のバランス感覚を利用したハルメソッド運動の普及及び指導者の育成を行

い、この普及を通じた健全な精神と肉体の育成に努め、もって人々の健康増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年五月十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人雨水まちづくりサポート

三 代表者の氏名

神谷 博

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区神宮前一丁目二十番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民を対象として、雨水を活用したまちづくりのために、家づくりや庭づくり、街づくりの技術的な支援を行うために、講習会や研修会などを通して検定や技術認証などを行い、健全な水循環系の回復と安全でみどり豊かな社会づくりを目指して、地域の環境保全、環境教育に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

<p>五 定款に記載された目的</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都練馬区東大泉二丁目一番十一号 Fontes alampio105</p>	<p>三 代表者の氏名 久保田 健治</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ダイセン</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年四月四日</p>	<p>この法人は、広く一般市民を対象として、対性暴力護 身術の指導と性暴力予防に関する知識の普及と啓蒙に関 する事業を通じて、人々の性暴力への抵抗性と性暴力予 防に関する正しい知識の普及に努めることで、性暴力被 害に遭わない、性暴力を振るわない、性暴力を許さない 社会環境の実現に寄与することを目標とする。(以上原 文のまま掲載)</p>	<p>五 定款に記載された目的</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区赤塚新町三丁目十六番十九ー二〇三号</p>	<p>三 代表者の氏名 仲山 陽介</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本対性暴力研究所</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年四月一日</p>	<p>この法人は、広く一般市民に対して、高齢者及びその ご家族に対する日常生活、就労等の相談、支援に関する 事業、地域の活性化、交流の促進、地域安全及び防犯意 識の向上を目的としたイベント、講演会等の企画、開催 に関する事業等を行い、地域福祉の増進と地域の活性化 及び安全の向上を図り、もって広く公益に寄与すること を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人キャリア開発支援機構</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年四月六日</p>	<p>この法人は、広く一般市民や介護職及び介護に関わる すべての人々を対象に、介護の仕事についての相談、支 援、指導及び教育に関する事業や調査、研究及び情報の 提供に関する事業等を行い、介護の仕事についての理解 を社会に広げ、もって公益に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p>	<p>五 定款に記載された目的</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都練馬区下石神井六丁目六番二号</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年四月五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人未来をつくるkaiigoカフェ</p> <p>三 代表者の氏名 高瀬 比左子</p>	<p>この法人は、広く一般市民に対して、高齢者及びその ご家族に対する日常生活、就労等の相談、支援に関する 事業、地域の活性化、交流の促進、地域安全及び防犯意 識の向上を目的としたイベント、講演会等の企画、開催 に関する事業等を行い、地域福祉の増進と地域の活性化 及び安全の向上を図り、もって広く公益に寄与すること を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>三 事務所の所在地 中央区勝どき一丁目七番三号 勝どきサンスクエア 東京都第一市街地整備事務所</p> <p>二 施行者の名称 東京都</p> <p>一 第一種市街地再開発事 業の名称 晴海五丁目西地区第一種市街 地再開発事業</p>	<p>東京都市外 添 要 一</p> <p>施行者 東京都</p> <p>平成二十八年五月十二日</p> <p>晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業</p>	<p>権利変換計画の認可について</p> <p>晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の権利変換計 画の認可を受けたので、都市再開発法(昭和四十四年法律 第三十八号)第八十六条第一項の規定により、次のとおり 公告する。</p>	<p>三 代表者の氏名 松本 浩</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区九段南四丁目七番五号 パークノヴァ 九段二〇一号</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は薬学生や薬剤師を対象とし、就職、転職の 支援やセミナー開催、薬学生の国家試験合格への精神面 のサポート、さらには薬学部を抱える大学とも連携し情 報提供を行うことなどを通じて、優秀な薬剤師を創出し、 日本の医療発展、ひいては医療サービスを受ける日本国 民の利益に寄与することを目的とする。(以上原文のま ま掲載)</p>	<p>三 代表者の氏名 松本 浩</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区九段南四丁目七番五号 パークノヴァ 九段二〇一号</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は薬学生や薬剤師を対象とし、就職、転職の 支援やセミナー開催、薬学生の国家試験合格への精神面 のサポート、さらには薬学部を抱える大学とも連携し情 報提供を行うことなどを通じて、優秀な薬剤師を創出し、 日本の医療発展、ひいては医療サービスを受ける日本国 民の利益に寄与することを目的とする。(以上原文のま ま掲載)</p>	<p>三 代表者の氏名 松本 浩</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区九段南四丁目七番五号 パークノヴァ 九段二〇一号</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は薬学生や薬剤師を対象とし、就職、転職の 支援やセミナー開催、薬学生の国家試験合格への精神面 のサポート、さらには薬学部を抱える大学とも連携し情 報提供を行うことなどを通じて、優秀な薬剤師を創出し、 日本の医療発展、ひいては医療サービスを受ける日本国 民の利益に寄与することを目的とする。(以上原文のま ま掲載)</p>

四 権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称 中央区晴海五丁目の一部

五 権利変換期日 平成二十八年五月二十五日
六 権利変換計画の認可を受けた年月日 平成二十八年四月二十六日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年五月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

東大和市高木三丁目三百八十五番一及び三百八十六番一 東大和市立野一丁目千五百十七番地の二

ビーエムハウス有限公司 代表取締役 鈴木都良夫

武蔵村山市大南五丁目一番七十六 大阪府大阪市中央区備後町二丁目二番一号

株式会社りそな銀行 代表取締役 原俊樹

正誤

○平成二十八年三月二十五日付目次

ページ一段一行一誤一正

増刊17 後から三

東京都島しょ農林水産総合センタ―処務規程 東京都島しょ農林水産総合センタ―処務規程の

一 一 一部改正

○平成二十八年三月三十一日付東京都告示第五百三十八号
ページ一段一行一誤一正
二一上 九一平成二十七年 一平成二十八年

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。